

2025年4月 No.48

水素社会推進法に基づく拠点整備支援の概要

弁護士 三上 二郎

弁護士 宮城 栄司

弁護士 渡邊 啓久

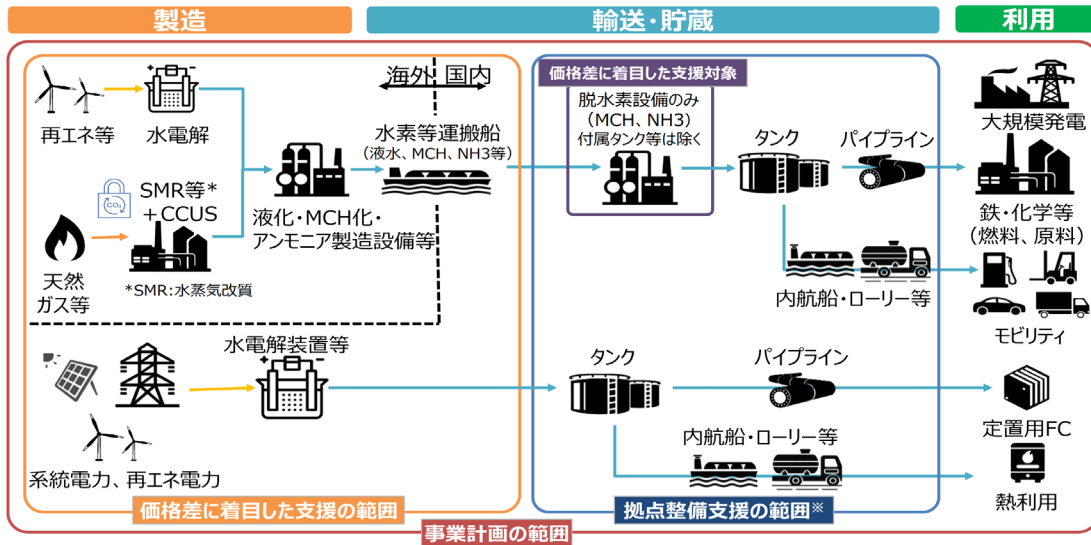
弁護士 河相 早織

1. はじめに

2024年10月23日に施行された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」（以下「水素社会推進法」という。）に基づく価格差支援については、2025年3月31日に支援対象となる申請が締め切られたところである。水素社会推進法に基づく拠点整備支援については、2025年6月30日が支援対象となる申請の締め切りとされている。本稿では、申請期限が迫る拠点整備支援について、ポイントを絞った上で概観する。なお、本稿執筆時点で独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による助成金交付規程は公表されていない。また、水素社会推進法の概要については、三上二郎＝宮城栄司＝渡邊啓久＝河相早織「[水素社会推進法及びCCS事業法の成立](#)」（本ニュースレター No.36：2024年5月）及び三上二郎＝宮城栄司＝渡邊啓久＝河相早織「[水素社会推進法の施行](#)」（本ニュースレター No.42：2024年10月）も参照されたい。

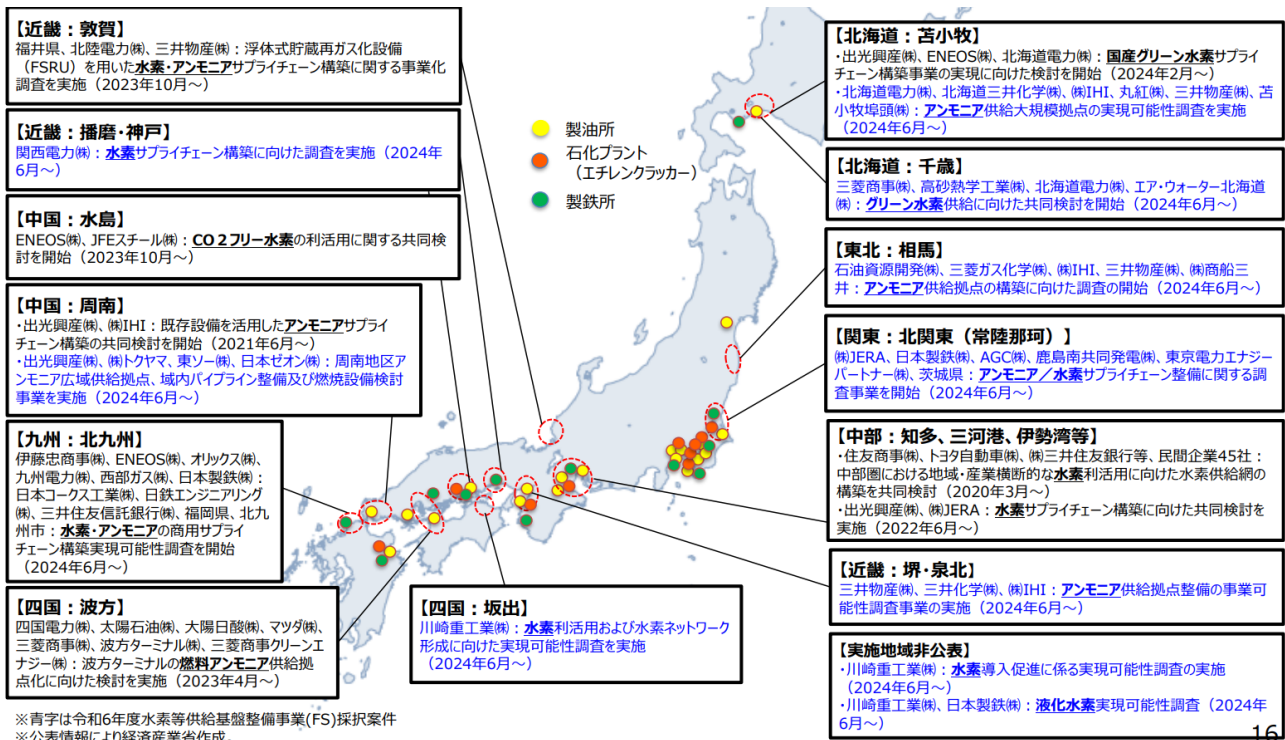
2. 拠点整備支援の概要

水素社会推進法では、JOGMECが低炭素水素等の供給を行うために必要な資金に充てるための助成金（価格差支援）及び低炭素水素等の貯蔵又は輸送の用に供する施設その他の認定事業計画の実施に必要な施設の整備に必要な資金に充てるための助成金（拠点整備支援）を交付することを業務として行うこととされている。価格差支援制度が、低炭素水素等の供給にあたり、製造・輸入コスト等が他の燃料との比較において高額となることから、低炭素水素等の国内普及を目的として、供給コストの差額分を補填する仕組みであるのに対し、拠点整備支援は、国内における低炭素水素等の供給基盤となる施設（低炭素水素等の貯蔵や輸送を行う施設）の整備に係る開発コストの一部を助成することを目的とする。両者の違いについては、以下の概念図を参照されたい。



出典：総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会（第 14 回）／資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会（第 15 回）／産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会（第 6 回） 合同会議資料 1「水素社会推進法について（事務局資料）」 23 頁

拠点整備の対象としては、大都市圏を中心とした大規模拠点を 3 ヶ所、地域に分散した中規模拠点を 5 ヶ所整備する方向で議論が進んでいるところであり、2024 年度の予算により既に水素等供給基盤整備事業として、事業性調査（FS）事業が 10 件採択されているところである。FS 事業として採択されたもの以外にも民間事業者により拠点整備先として検討されているものも存在し、現時点では以下のエリアで拠点整備が検討されているようである。



※青字は令和6年度水素等供給基盤整備事業(FS)採択案件
※公表情報により経済産業省作成。

出典：第 17 回資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会（2024 年 11 月 11 日）

資料 8「水素等の分野別投資戦略について」 16 頁

拠点整備に対する政府の支援としては、上記の FS 事業への助成に加え、水素社会推進法に基づく拠点整備支援

が含まれることとなる。水素社会推進法に基づく拠点整備支援については、詳細設計（FEED）とその後のインフラ整備（EPC）に係るコストが助成対象となることが予定されている。なお、2025年度の助成対象は詳細設計（FEED）のみであり（助成率は2分の1）、支援対象とされた場合には、2026年2月末までに詳細設計を完了させる必要がある。

3. 拠点整備支援の対象となる事業のポイント

拠点整備支援の対象となる事業における評価項目等は、水素社会推進法に基づき2024年10月23日付で策定された低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針¹に記載されている。水素換算で年間1万t超の供給力を確保することが必要となるとともに、価格差支援と同様、脱炭素化が困難な分野・用途への供給が必要となる。また、地域経済への貢献や周辺地域の潜在的需要の創出など、一拠点の整備だけでなく、拠点を中心とした周辺地域への貢献も重要な要素とされている。

拠点整備支援の対象	
<p>拠点整備支援の対象となる事業（<u>太字下線</u>は必須要件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギー政策（S+3E） <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>安全性</u> ➢ 安定供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年間 10,000t 超の供給量（水素換算）</u> ➢ 環境適合性（炭素集約度の相対的低さ） ➢ 経済効率性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援後の自立的な供給が可能となる水準まで供給コストが低減 ・ 経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源の活用 ・ 支援額当たりの供給量・CO₂削減量の事業効率が高いこと又は支援総額が少ないこと ✓ GX 政策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業競争力の強化・経済成長 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>脱炭素化が困難な分野・用途への供給</u> ・ 国内の経済的波及効果が大きく、拡張性があること ・ 日本の産業の国際競争力の強化に寄与 ・ 低炭素水素等の利用促進が困難な分野・用途への供給 ・ 支援後の自立的供給のための工夫 ・ 技術革新性・競争優位性 ・ <u>地域経済への貢献</u> ・ 地域の産業構造を踏まえた将来の道筋 ・ 具体的な地域経済への投資・雇用創出等の規模が示されていること ・ 地域の事業者・自治体との広域的な供給・利用構想 ・ <u>周辺地域の潜在的需要の創出・新技術の取込み等中長期的な見通しをもった拠点整備計画</u> ・ 周辺地域の需要増に応じた設備拡張のための用地確保 ・ 地域間の連携の可能性や後発地域への供給・利用への展開可能性 ➢ 脱炭素化（国内CO₂排出削減）
<p>拠点整備支援の対象事業の実施方法（<u>太字下線</u>は必須要件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>供給地点から利用地点までの輸送・貯蔵に必要な設備であって、複数の事業者が共同して使用するもの（導管・貯蔵設備）</u>が計画に含まれていること ✓ 拠点整備の<u>明確なビジョン・リーダーシップ</u>を持つ事業者を中心とした<u>適切な体制</u> ✓ <u>供給事業の確実性・妥当性</u>が高いこと ✓ 具体的な計画の策定・拠点整備の時期の明確化

¹ 令和6年経済産業省・国土交通省告示第5号

- | | |
|----|---|
| 件) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 低炭素水素等の供給、輸送、貯蔵又は利用に関する事業者等（自治体や地域住民を含む。）との事業計画実施に当たっての<u>合意形成の見通し</u> ✓ 港湾管理者との十分な調整・気候変動に伴う潮位上昇等への対策 |
|----|---|

4. 拠点整備支援に関する留意点

(1) 拠点整備支援の申請者

冒頭のとおり拠点整備支援を希望する場合、2025年6月30日23時59分59秒までに、G Bizフォームから経済産業省宛に申請を完了させる必要がある。そのため、G Biz ID 未取得の場合には事前に申請用の ID を取得しておかなければならない。

拠点整備支援を受けるためには、「低炭素水素等供給事業者」と「低炭素水素等利用事業者」による共同申請とすることが必要であるが、実際に助成金の交付を受けることとなる事業者としては、供給等施設を整備し、所有する事業者が想定されている（拠点整備支援 FAQ1-5）。低炭素水素等利用事業者が複数の場合、共同申請者となる低炭素水素等利用事業者について要件は設定されていないが、水素等の利用を通じた GX の実現を目指す制度であることを鑑み、計画全体の中で主として利用が見込まれる事業者や脱炭素化が困難な分野・用途に水素等を利用する事業者等が共同申請者となることが想定されている（拠点整備支援 FAQ1-6）。

SPC が申請者となることも可能であるが、その主たる出資者も連名で申請者となる必要がある（拠点整備支援 FAQ1-1）。また、外資系企業を招聘することは可能であり、出資比率、出資者の国籍及び SPC の国籍の制限も設けられていない（拠点整備支援 FAQ3-11）。なお、SPC であっても低炭素水素等供給事業者の GX リーグ加入など二酸化炭素の排出を削減するための取組が必要となる（拠点整備支援 FAQ3-13）。申請までに SPC を組成していない場合には、SPC を申請者とすることができないため、コンソーシアムが申請者とならざるを得ない。その場合には、供給等事業計画の概要として、SPC の設立予定をその時期とともに記載することとなる。供給等事業計画の認定を受けた後は、水素社会推進法第 9 条に基づき、地位承継につき主務大臣の承認を受ける必要が生じる（拠点整備支援 FAQ4-7）。

(2) SPC の出資者の変更

申請以降は、申請者による自由な申請内容の修正は認められないため、SPC が申請者である場合、その出資者の変更を行うことができない。もっとも、経済産業省との協議を踏まえ認められた申請情報のアップデートは認められている（拠点整備支援 FAQ4-8、4-1）。供給等事業計画の認定を受けた後は、水素社会推進法第 8 条に基づき、出資者の変更について主務大臣の承認を受ける必要が生じる。但し、主務大臣の承認に当たっては認定供給等事業計画が当該変更後も基本方針等に即した内容で遂行されること等が要件とされる（拠点整備支援 FAQ4-8）。

(3) 助成金の返還義務

SPC を用いて助成金の交付申請を行う場合には、助成金の交付対象は SPC であるが、助成金の適正な交付を行うため、申請者が SPC である場合や認定後 SPC を新たに設立し、助成事業者の地位を承継した場合等においては、SPC の親会社等の弁済能力を有する事業者に対して、助成金の返還その他の交付決定等に関連して行う処分により生じる義務の履行を求めるとされている。そのため、親会社等の弁済能力を有する事業者に対し、SPC につき将来的に助成金返還事由が発生した場合には、当該事業者が助成金の返還義務の履行に係る保証の差入れを行う旨の誓約を求めるとされている（拠点整備支援 FAQ3-12）。

(4) 支援対象となる供給等施設

「低炭素水素等の供給を行う地点から利用を行う地点までにおける低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であって、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するものが低炭素水素等供給等事業計画に含まれていること」が供給等事業計画の認定のための要件の一つとされている。したがって、認定申請にあたり、支援を希望する供給等施設の構成図や地図、契約書（契約書未締結の場合は LOI 等）等、複数の低炭素水素等利用事業者

が共同して使用する施設であることを説明する資料の提出が必要となる（拠点整備支援 FAQ3-9）。

(5) 支援対象となる建設費用等

拠点整備支援の対象となるのは、供給等施設に係る FEED 及び EPC に要する費用であり、具体的には以下のような施設に関する以下のような費用が想定される。

供給等施設の例	費用の例
受入設備、出荷設備、輸送設備、貯蔵設備、再液化設備、用役設備、除害設備、保安設備、脱水素設備	設計費、建物等取得費・設備費、附帯工事費等（土地造成、地盤改良、建屋工事、埠頭改修、）、浚渫工事、パイプライン用のトンネル工事等）

なお、拠点整備支援の対象となる事業に係る契約については、一般の競争に付することが原則であり、運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、入札に準じた形で複数見積を取得することが必要とされている。そのため、過去の発注実績に依る随意契約等は原則認められず、見積取得に当たっては、業者に対して同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要であり、複数見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合には、原則として助成対象外となる。但し、拠点整備支援の対象となる事業に係る費用に関して、一般の競争に付することが著しく困難又は不適當である場合は特命発注による見積金額の積算も可能とされている（拠点整備支援 FAQ2-18）。

(6) 助成金の交付時期

JOGMEC による助成金の支払は、原則として、助成事業終了後、事業者が実績報告書を提出し、額が確定した後、に精算払いとして行われる。但し、特に必要と認められる場合に限り、事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続を経た上で、年間 4 回（機構が指定した時期）を上限に当該部分に係る助成金が支払われる場合があり得る。但し、計画提出段階において、概算払を前提とした計画を立てることは認められておらず、また、事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合には、過大分については返還請求書に基づき、期日までに JOGMEC への返還が必要となる（拠点整備支援 FAQ2-14）。

(7) FEED 後の撤退

上記のとおり 2025 年度の支援対象は FEED のみであり、FEED 完了後の撤退もあり得るところである。認定事業者が辞退する場合を含め、認定計画に沿った事業継続が困難と判断された場合には、認定取消しとなることがある。但し、完了済みの FEED に関する助成金の返還は求められないとされている（拠点整備支援 FAQ4-4）。

(8) 2030 年度の供給開始

拠点整備支援の対象となる供給等施設についても 2030 年度内に低炭素水素等の供給を開始する必要があり、同年度内の供給開始の見込みがない計画については認定の要件を満たさないこととなる。そのため、認定時には 2030 年度の供給開始が見込まれたものの、供給開始が遅延するような場合には、支援期間を変更するために、水素社会推進法第 8 条に基づいて供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更手続が必要となる。

5. 最後に

本ニュースレターにおいては、水素社会推進法に基づく拠点整備支援について概観した。建設コストの高騰等拠点整備コストの概算や算定については難しい局面であると思われるが、2030 年度における低炭素水素等の供給開始という期限も重要な考慮要素でもあるため、今後の政策動向にも注視する必要があるだろう。

2025 年 4 月 24 日

[執筆者]

**三上 二郎**（弁護士・パートナー）

jiro_mikami@noandt.com

主な取扱分野は、プロジェクトファイナンス、建設・インフラストラクチャー、不動産取引、不動産投資/証券化、J-REIT、バンキング、買収ファイナンス、証券化・ストラクチャードファイナンス・信託、金融レギュレーション・金融コンプライアンス、アセットマネジメント・ファンド、事業再生・倒産、資源・エネルギー、M&A/企業再編、一般企業法務。

1995年東京大学法学部卒業、1997年弁護士登録。2002年 New York University School of Law にて LL.M. を取得。2002年～2003年 Clifford Chance US LLP (NY Office) にて勤務。2016年国土交通省「インフラリート研究会」委員（座長）。

**宮城 栄司**（弁護士・パートナー）

eiji_miyagi@noandt.com

主な取扱分野は、不動産取引全般、不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー分野、農林水産分野等。

2007年大阪大学法学部卒業、2009年京都大学法科大学院修了。2010年弁護士登録。2015年～2017年国土交通省土地・建設産業局（当時）勤務。2018年 University of Southern California Gould School of Law にて LL.M. を取得。2023年～慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。

**渡邊 啓久**（弁護士・パートナー）

yoshihisa_watanabe@noandt.com

主な取扱分野は、資源・エネルギー、建設・インフラストラクチャー、プロジェクトファイナンス、証券化・ストラクチャードファイナンス、J-REIT、海外不動産投資その他不動産取引全般、M&A/企業再編、農林水産分野、カーボンニュートラル・サステナビリティ分野に関する法務。

2007年慶應義塾大学法学部政治学科卒業、2009年慶應義塾大学法科大学院修了。2010年弁護士登録。2016年 University of San Diego School of Law にて LL.M. を取得。2016年～2017年 Slaughter and May のロンドンオフィスにて勤務。2023年～慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。

**河相 早織**（弁護士・カウンセラー）

saori_kawai@noandt.com

主な取扱分野は、資源・エネルギー、PPP・PFI、プロジェクトファイナンス、不動産ファイナンス、不動産取引全般、一般企業法務。

2009年早稲田大学法学部卒業、2011年東京大学法科大学院修了。2012年弁護士登録。2019年 University of California, Davis, School of Law にて LL.M. を取得。2019年～2020年 Sidley Austin LLP (NY Office) にて勤務。2021年～2023年株式会社日本政策投資銀行勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Infrastructure, Energy & Environment Legal Update ~インフラ・エネルギー・環境ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_infrastructure/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-InfraEandE@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。